

1920-30年代ドイツにおけるカリタスと断種政策

大久保 里香

はじめに

1933年7月14日、ドイツでは「遺伝病子孫予防法」が公布され「遺伝病」とされた病気や障害を持つ人々に対する断種が合法化された。この法律に基づき、約20～40万人が断種を受けたと言われている⁽¹⁾。本論文では、カトリック教会及びカトリック系の社会福祉事業であるカリタスが、ナチ体制下の断種政策とどのような関わりを持ったかを考察する。

当時のカトリック教会は、断種政策に対し何らかの見解を表明する必要があった。1930年末にローマ教皇ピウス11世が回勅「カステイ・コンヌビイ」において断種は許されない行為であると述べていたことに加え、ドイツのカトリック教会は教会公認の社会福祉団体であるドイツ・カリタス連盟を通じて、断種対象者と関わりを持つ存在でもあったからである。ドイツのカトリック教会を代表する司教の連合であるドイツ司教会議やドイツ・カリタス連盟は、断種政策への反対を表明し、実際に「遺伝病子孫予防法」の実施をめぐる政府と交渉を行った。

従来の研究では、カトリック教会が断種政策に反対したという側面が強調されてきた。しかし研究の進展の中で、「断種反対」という原則的な立場とは異なる面も注目されつつある。例えば、カトリックにおいても断種肯定論が存在したことや、断種政策に対する「妥協」ともとれる行動があったことは周知の事実となっている。そのような事態に至った経緯を明らかにするためには、「カトリック教会はナチ政府による圧力に屈せざるをえなかった」という説明にとどまるのではなく、批判的な考察が必要不可欠であろう。

第2章 カトリックにおける断種論

本章ではカトリックにおける断種反対論・肯定論の双方を検討する。まず、断種反対論として代表的なものは、1930年末に出されたローマ教皇ピウス11世の回勅「カステイ・コンヌビイ」である。教皇は優生学的な観点から結婚や生殖について助言することを容認したものの、断種については人間の身体に損傷を与える行為であるとして否定した。この回勅は、以後のカトリックの断種論に大きな影響を及ぼした。

次に、ドイツ国内のカトリックにおける断種肯定論を見ていく。1920～30年代に断種論を展開した著名な学者としては、ヨーゼフ・マイヤーとヘルマン・ムッカーマンの二人が挙げられる。倫理神学者のヨーゼフ・マイヤーは、1927年に『法に基づいた精神病患者の断種』を発表した⁽²⁾。マイヤーは断種が優生政策の一つとして注目され始めていたこの時代に、カトリック神学の観点からさらなる議論が必要であると考えた。マイヤーは人間の身体を自由に処分する権利を持つのは神だけであるとして私人による断種を否定しつつも、国家は「民族体の治療」のために特別な権限を与えられるべきであるとし、

国家による精神病患者の断種を支持した。ただしマイヤーは、遺伝の影響が学問的に正確に証明されていないことなどを理由に、断種政策の実施は時期尚早であるとも述べている。

他方で、カトリックの司祭であったヘルマン・ムッカーマンは、著名な優生学者でもあり、1927年には国立のカイザー・ヴィルヘルム人類学・人類遺伝学・優生学研究所の優生学部長に就任していた⁽³⁾。ムッカーマンは1933年に『優生学とカトリシズム』と『民族性・国家・国民—優生学的な観点から』を発表したが⁽⁴⁾、出版当時の状況はマイヤーの場合と大きく異なっている。すでに回勅「カステイ・コンヌビイ」が発表されていたことから、ムッカーマンは回勅の意向と矛盾しない断種政策を考える必要があった。ムッカーマンは回勅が優生学的な断種を禁じていると認めたくうえで、自発的な断種のみを認める断種法を提案した。回勅に制約を受けたカトリック教徒には断種を強制してはならないというのが、彼の考えであった。

マイヤーの場合は1933年「遺伝病子孫予防法」を支持する記事でローマ教会からの批判を受け、断種についての言及を控えざるをえなくなった。ムッカーマンは強制断種を認めた「遺伝病子孫予防法」成立後、結婚に際した優生学的な助言を勧めるなど、比較的穏健な主張を行った。このように、1920～30年代にかけてカトリックにおける断種肯定論は勢いを失った。

第3章 「遺伝病子孫予防法」とカリタス

ナチ時代の断種政策の指針となった「遺伝病子孫予防法」⁽⁵⁾は1933年7月14日付で公布され、翌年1月1日に施行された。この法律は「遺伝病」を患い、その子孫が高い確率で遺伝性疾患にかかると予測される者を対象として、優生学的な断種を合法化した。断種対象者本人以外にも、法定代理人や公職の医師、病院や治療・養護施設、刑務所の施設長が申請資格を有した。第12条には、強制断種を許可する規定が存在した。さらに1933年12月5日公布の「遺伝病子孫予防法」第一次施行令⁽⁶⁾では、申請と届け出に関する規定と、免除規定が加わった。申請（Antrag）は断種の申請そのものを指し、届け出（Anzeige）は法の断種対象に該当する人物の情報を公職の医師に届け出ることを意味する。施行令によれば、民間の施設関係者に申請義務はないが、法の該当者を公職の医師に届け出る義務があった。この施行令によって、生殖能力がない者や隔離施設に収容されている者、断種手術により生命の危険が予測される者は断種を免除されると定められた。

ドイツのカトリック教会は、この「遺伝病子孫予防法」にどのように対応したのだろうか。ドイツ司教会議は、1933年8月の総会で、「遺伝病子孫予防法」への対応方針を決定した。そこでは断種法に関するカトリック教会の見解を政府に伝え、断種法の施行規則をカトリックの医師や施設職員が「良心の葛藤」に陥らない形で作成するよう求めるという方針が決まった⁽⁷⁾。そして11月初頭、政府とドイツ司教会議の交渉の結果、民間の施設入居者に対する断種の免除が約束された。実際にこの交渉の成果は、1933年12月の第一次施行令における免除規定に反映された。その一方で、政府との交渉においてドイツ司教会議が重視したのは、断種行為の防止よりも、断種の実施に関わるカトリック教徒が「カトリックの教えに反する断種への協力を行わない」ことであったと考えられる。

カトリックの一般信徒に対しては、1934年1月、全国のカトリック教会で自身と他者の断種申請を禁じる文言が発表された。この発表はカトリック教徒に教会の断種反対の意向を知らしめ、結果として各地の司教区庁に断種実施に関するカトリック教徒の問い合わせが多く寄せられるに至った。

カトリック教徒の断種政策への関わり方は多種多様であった。カリタス系施設などの民間施設の場合、

施設関係者に断種申請の義務はなかったが、断種実施においては「申請」以外の問題が山積していた。とくに大きな問題となったのは、断種対象者についての「届け出」義務である。ドイツのカトリック教会は信徒に対し断種の「申請」を固く禁じたが、断種につながる可能性のある「届け出」の是非については、カトリック教会内部でも意見が分かれたままであった。このように、カトリック教会は信徒が断種実施に関与する場合の対処法について、明確な指示を出すことはできなかった。断種政策への対応はほとんどカトリック教徒個人の判断にゆだねられたのである。

おわりに

カトリックによる断種政策への対応はどのように評価されるべきか。確かに、ドイツ司教会議の「遺伝病子孫予防法」への見解は、カトリック内部にも存在していた断種肯定論と一線を画し、断種反対の原則を確認した点で大きな意義がある。1934年1月に信徒に対し断種申請を禁じたことも、カトリック教会の断種反対の教えを一般に認知させるという効果をもたらした。

しかしながらドイツ司教会議の断種反対の姿勢は、断種が実施される場において抵抗の拠り所となるには不十分であったと言わざるをえない。ドイツのカトリック教会が重視したのは、断種を実施する側のカトリック教徒に起こりうる「良心の葛藤」を避けること、すなわちカトリック教徒がカトリックの教えに反する協力を行わないことであった。ドイツ司教会議の動向からは断種を受ける人々の側に立った配慮が欠けていたという問題点が浮かび上がってくる。それはカトリックが断種に反対しつつも、優生学的に「劣った」者を「生まれるのを予防すべき存在」とする価値観を受け入れていたことから必然的に生じた問題であったとも考えられる。その一方で、病者や障害者はカトリック的な価値観においては、時に哀れみや保護の対象と解釈された。このようなカトリックにおける病者・障害者観については、本論文で対象とした時期のみならず、より広範な時期を対象とした分析が必要であろう。

注

- (1) Bock, Gisela, *Zwangsterilisation im Nationalsozialismus. Studien zur Rassenpolitik und Frauenpolitik*, Opladen 1986, S. 230-246.
- (2) Mayer, Josef, *Gesetzliche Unfruchtbarmachung Geisteskranker*, Freiburg 1927.
- (3) 米本昌平『遺伝管理社会—ナチスと近未来』弘文堂、1989年、92-96ページ。
- (4) Muckermann, Hermann, *Eugenik und Katholizismus*, Berlin 1933; ders., *Volkstum, Staat und Nation. Eugenisch gesehen*, Essen 1933.
- (5) Gesetz zur Verhütung erbkranken Nachwuchses (14. 07. 1933).
- (6) Verordnung zur Ausführung des Gesetzes zur Verhütung erbkranken Nachwuchses (05. 12. 1933).
- (7) Protokoll der [2.] Plenarkonferenz des deutschen Episkopates, Fulda, 29. Bis 31. August 1933, in: Stasiowski, Bernhard (hrsg.), *Akten deutscher Bischöfe über die Lage der Kirche 1933-1945*, Bd. I: 1933-1934, Mainz, 1968, S. 336.

一八七〇年代パリにおける公娼制度廃止運動についての一考察

—— イヴ・ギヨ、ジョセフィン・バトラーの運動を中心に ——

三 枝 亮 也

本修士論文では、1870年代後半にかけてパリを中心に盛り上がりを見せた公娼制度廃止運動に着目しその運動で掲げられた主張や公娼制度観、そしてその運動の詳細について、論じた。その際、この時代の運動の旗振り役となったフランスの急進左派の議員でありジャーナリストであるイヴ・ギヨ、イギリスのフェミニストであるジョセフィン・バトラーの運動や主張を分析し、この運動の特徴とその影響に関して論じた。

第1章では先行研究を概観したのち、研究史上の問題点を指摘して問題の所在を明らかにし、その中で以下の2つを問題点として挙げた。1つ目は、この運動の評価は否定的な側面から論じられている点である。フランスの公娼制度の廃止は1946年であることを考えると、この運動は公娼制度の廃止には至らなかった。そのためこの運動は失敗に終わったというのが先行研究で共通した見方となっている。2つ目は、以上のような評価が下されているが、この運動に関する詳細な研究が行われておらず、どれもフランスの娼婦ならびに公娼制度を論じる上での、付随的な記述となっている。各研究間で、この運動の経過や日付に関して多くの相違点が見られることから、詳細な研究が行われていないことがうかがえる。このような問題点から、改めてこの運動の経過を詳細に追うことで、この運動の再評価を試みた。

第2章では、実際に公娼制度廃止運動が対象としたフランス公娼制度とその考え方の基となる規制主義に関して確認をした。その制度を制定する主な背景となったのが、梅毒の拡大である。そしてその梅毒を広めているのは娼婦であり、娼婦を管理することによってその拡大を防ぐことができると考えられていた。女性がパリで売春を行う際は、警視庁第一部局第二課、通称風紀警察と呼ばれる部局に申請をしなければならなかった。登録をした後は娼家所属の「番号持ち娼婦」か、家具付き宿等で独立営業をする「鑑札持ち娼婦」のどちらかを選択し、売春行為に従事した。登録された娼婦は定期的に医師による無料の検診を受けることが義務付けられ、この定期健診を行うことによって梅毒の拡大は防げると考えられた。売春行為を合法のものとしながらも、誰が売春行為に従事しており、誰が梅毒に感染したのかを明確にし、その感染の拡大と公衆の道徳の保護を目指す考え方が、規制主義である。このような考えをもとに公娼制度は1800年代の初頭から次第に練り上げられていき、1830年にその規制は頂点に達した。規則に基づく娼婦の管理、処罰の実行は風紀警察に一任されており、規制が強化されるにつれて風紀警察は娼婦に対して厳しい態度を取り始めていく。このことが1870年代の公娼制度廃止運動が盛り上がる大きな要因となっていったのである。

第3章ではイヴ・ギヨを中心とする公娼制度廃止運動についての分析を行った。まず第1節では1870年代以前の、散発的な公娼制度廃止運動を確認し、第2節ではこの運動が盛り上がった原因に関して分析した。第3節では実際にギヨの主張を確認した。ギヨの主張をまとめると以下の3点である。1つ目は、警察が娼婦という職業を特別視し、抑圧することへの批判である。女性は美しい肉体を自由に利用する権利があるとし、自らの能力を使った労働の1つ、つまり正当な職業の一つであると主張した

うえて、娼婦は決して他人の権利を侵害しておらず、逆に娼婦の権利を侵害している風紀警察ならびに公娼制度は不当であるとした。2つ目に、警視庁が市議会などの外部のコントロールの外にあり、危険な存在となっているため、廃止が必要であるとした。ギヨは警視庁そのものを批判、特に娼婦の市民としての「自由」を奪っている風紀警察を批判し、その廃止を主張した。3つ目に、公娼制度は結果として性感染症を防ぐどころか、逆に増大させているとして制度が不必要であると主張した。実際に性感染症の患者数が増加していることから、公娼制度を廃止することで梅毒の患者数を減らせると主張した。

第2節ではギヨ運動を、ギヨがその著作で区分する第1局面、第2局面に分け、運動を詳細に追った。第1局面の展開は以下のようなものである。1876年に風紀警察が娼婦に対して起こした事件から、彼は執筆に携わっていた『ドロワ・ド・ロム』紙上において風紀警察、ならびに公娼制度廃止に関する記事の連載を行いながら、議会に制度の廃止を訴えた。この考えに多くの新聞も同調し、批判を行った。しかしながら、ルセイユという劇場女優が娼婦とみなされ、風紀警察に暴行を受ける事件を記事にし、批判を行ったが、その事件は風紀警察とは関係のない事件であることが発覚、ギヨは侮辱罪で訴えられ禁錮刑を言い渡され、彼の運動の第1局面は終了する。ギヨは出所後に、警察に関する調査を行い、1878年10月より、自身が主宰する『ランテルヌ』紙で再び制度を批判する記事の連載を開始した。これが第2局面の開始である。この連載記事は長文で、4ヶ月に渡って連載され続け、警察内部に関する汚職や横暴が詳細に記述された。このシリーズ掲載中の同紙の刊行部数は3倍近くに増加し、フランス国内では3番目に多い刊行部数を記録した。これらのギヨの批判は世論の支持をとりつけ、批判的となった内務大臣、警視総監、風紀警察長は解任されていった。以上のことから、ギヨの運動は公娼制度廃止に取り付けなかったものの、当時のフランス社会を大きく揺り動かす運動であったということを示した。

第4章ではジョセフィン・バトラーを中心とするフェミニストたちの運動について論じた。第1節では彼女たちが掲げる主張を確認したうえで、フランスにおける彼女の運動に関して扱った。彼女たちが掲げる主張は、男女の賃金格差の是正、男女平等、売春行為の自由化、公娼制度を維持している政府への批判という4点にまとめることができる。女性の自由を奪っている公娼制度、ならびに人身売買を批判し、最終的には社会全体の性に対する道徳観の改善と女性の境遇改善を目指した。道徳が改善されれば買春をする男性と売春を望む女性はいなくなり、かつ女性の賃金を上昇させれば、売春婦へと「堕ちて」しまう女性はいなくなるとした。特徴的な点は、売春を禁止にしてはならないということも同時に主張した点である。禁止にしてしまうと、警察による娼婦の締め付けがより厳しくなり、その結果娼婦たちは秘密裏に売春へと従事し、救済が難しくなってしまうため、あくまで売春を禁止にするのではなく、上記のように人々の道徳観の改善によって売買春を根絶させるべきであると主張した。そのような主張掲げ、イギリスの伝染病予防法がフランスのシステムを採用したこと、イギリスの娼婦の状況を改善するためには大陸全体の制度変更が必要であると考え、フランスをはじめとして計7ヶ国へと赴く。パリに着いたバトラーはヴィクトル・ユゴーを始め、多くの人々から支援を受け、さらに集会を開催することで、今までは散発的だった公娼制度廃止運動が次第に団結していったことが、バトラーのフランス訪問後から団体が結成されていくことからうかがえる。

第2節では、2度目のフランス訪問と国際売春廃止連盟によるジュネーヴでの国際会議について扱った。1877年の2度目のフランス訪問では、公娼制度反対の波が高まっている中、再び集会を開き、2000人以上を動員、さらにその集会にはギヨも参加したことから2人が協力し合っていたことがわかる。そして2度目のフランス訪問の同年、国際売春廃止連盟の第1回国際会議がジュネーヴで開催された。

優秀修士論文概要

この会議には15ヶ国から510人の代表員が参加し、衛星部門、道徳部門、社会経済部門、慈善活動部門、法律部門による話し合いが5日間行われ、最終的に33の解決策を議決した。この議決は今後女性解放や、売買春に関する議論が行われる際に主張される事柄が多く含まれており、非常に意義のある会議であったといえる。そしてその会議の議決がバトラーの一連の運動、つまり公娼制度廃止運動の文脈の中から生まれたことは特筆すべきことである。

第5章ではこれらの運動を受けての警察側の懐柔策に関して論じた。一連の運動が盛り上がりを見せている1880年代前半にはこれまで上昇を続けてきた娼婦の検挙数が激減した。さらに、1879年～80年に行われたモレ＝トクヴィルの会議で出された決議には、娼婦の登録の削除に関して具体的な方法が規定され、さらに娼婦が不当な扱いを受けた際には裁判を起こせることなどが確認された。これまでの制度の改変は禁止条項が追加される一方であったのに対し、この決議では規則の懐柔が見られたのである。そして最終的に1881年、娼婦の取り締まりの先陣に立っていた風紀班の解散が宣言された。以上のようなことから、警察は一連の運動を受けて、大きな方向転換をせざるを得ない状況へと陥っており、一連の運動は大きな意味を持つものであったといえる。

以上のようなことを踏まえて終章では以下のような結論を提示した。次第に練り上げられていった公娼制度廃止運動は内務大臣、警視総監の辞任など当時の社会に大きな影響をもたらした。公娼制度の完全廃止には至らなかったが、警察は大幅にその規制を緩めたこと、とりわけ風紀班が解散させられたことから、1800年代初頭以来の徹底した公娼制度の「廃止」には成功したと言えるのではないか。さらにギヨの議会への訴えをはじめとして、この時期の公娼制度廃止運動が、娼婦ならびに公娼制度に関して今後議論するきっかけを担ったことから、非常に意義のある運動であったという結論に、本修士論文は至った。先行研究で論じられているような否定的な側面のみでこの運動を見ることは決してできないのである。